

令和 8 年

市議会 6 月定例会議案

知 立 市

令和 8 年市議会 6 月定例会議案

所 管	番 号	案 件
土 開	報告第 3 号	令和 7 年度知立市土地開発公社決算について
総務等	報告第 4 号	繰越明許費繰越計算書について（令和 7 年度知立市一般会計）
水 道	報告第 5 号	継続費繰越計算書について（令和 7 年度知立市水道事業会計）
水 道	報告第 6 号	繰越計算書について（令和 7 年度知立市水道事業会計）
下 水	報告第 7 号	繰越計算書について（令和 7 年度知立市下水道事業会計）
総 務	同意第 4 号	知立市固定資産評価審査委員会委員の選任について
産 業	同意第 5 号	知立市農業委員会委員の任命について
産 業	同意第 6 号	知立市農業委員会委員の任命について
産 業	同意第 7 号	知立市農業委員会委員の任命について
産 業	同意第 8 号	知立市農業委員会委員の任命について
産 業	同意第 9 号	知立市農業委員会委員の任命について
産 業	同意第 10 号	知立市農業委員会委員の任命について
産 業	同意第 11 号	知立市農業委員会委員の任命について
産 業	同意第 12 号	知立市農業委員会委員の任命について
産 業	同意第 13 号	知立市農業委員会委員の任命について
産 業	同意第 14 号	知立市農業委員会委員の任命について
産 業	同意第 15 号	知立市農業委員会委員の任命について
産 業	同意第 16 号	知立市農業委員会委員の任命について
産 業	同意第 17 号	知立市農業委員会委員の任命について
産 業	同意第 18 号	知立市農業委員会委員の任命について
税 務	議案第 31 号	知立市税条例等の一部を改正する条例
税 務	議案第 32 号	知立市都市計画税条例の一部を改正する条例
安 心	議案第 33 号	知立市犯罪被害者等支援条例
安 心	議案第 34 号	知立市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

所 管	番 号	案 件
水道等	議案第35号	知立市水道事業の設置に関する条例及び知立市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
教 庶	議案第36号	工事請負契約の一部を変更する契約の締結について（校舎長寿命化改良工事）
	議案第37号	令和8年度知立市一般会計補正予算（第2号）

報告第3号

令和7年度知立市土地開発公社決算について

知立市土地開発公社の経営状況を説明する書類を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により別紙のとおり報告する。

令和8年6月4日提出

知立市長 石川 智子

報告第4号

繰越明許費繰越計算書について（令和7年度知立市一般会計）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定に基づき翌年度に繰り越した繰越明許費の金額を、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により次のとおり報告する。

令和8年6月4日提出

知立市長 石川 智子

令和7年度知立市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	
2 総務費	1 総務管理費	一般管理諸事業	996,000	666,000					666,000
2 総務費	1 総務管理費	契約検査管理事務事業	16,174,000	16,174,000					16,174,000
2 総務費	1 総務管理費	中小企業設備導入等支援事業	40,000,000	40,000,000		40,000,000			
2 総務費	3 戸籍住民基本台帳費	戸籍住民基本台帳事務事業	5,143,000	5,143,000		5,142,000			1,000
3 民生費	1 社会福祉費	生活困窮者自立支援事業	5,460,000	5,375,000		5,375,000			
3 民生費	2 児童福祉費	物価高対応子育て応援手当支給事業	268,998,000	29,914,000	15,214,000	14,700,000			
4 衛生費	3 上水道費	上水道事業出資事業	138,000,000	138,000,000			128,000,000		10,000,000
4 衛生費	3 上水道費	上水道事業補助事業	220,000,000	220,000,000		220,000,000			

令和7年度知立市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
7 商工費	1 商工費	商工振興推進事業	211,732,000	211,732,000		211,732,000			
8 土木費	2 道路橋梁費	幹線市道路路面緊急補修事業	39,000,000	39,000,000		18,000,000	18,000,000		3,000,000
8 土木費	4 都市計画費	知立駅周辺土地区画整理事業	143,677,000	134,167,000		21,750,000	8,300,000		104,117,000
8 土木費	4 都市計画費	知立連続立体交差関連事業	31,196,000	542,000					542,000
10 教育費	1 教育総務費	新入学祝金給付事業	39,254,000	39,254,000					39,254,000
10 教育費	2 小学校費	小学校施設整備事業	121,570,000	121,570,000		35,265,000	65,500,000		20,805,000
10 教育費	2 小学校費	小学校保全事業	666,149,000	666,149,000		179,903,000	359,800,000		126,446,000
10 教育費	3 中学校費	中学校施設整備事業	161,172,000	161,172,000		52,632,000	93,800,000		14,740,000
10 教育費	6 保健体育費	市民体育館トイレ改修事業	49,544,000	49,544,000			49,500,000		44,000

報告第5号

継続費繰越計算書について（令和7年度知立市水道事業会計）

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第2項ただし書の規定に基づき事故繰越しとなった継続費の金額を、同条第3項の規定により次のとおり報告する。

令和8年6月4日提出

知立市長 石川 智子

令和 7 年度 知立市水道事業会計継続費繰越計算書

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事業名	継続費 の総額	令和 7 年度継続費予算現額			支払義務 発生額	残額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				翌年度繰越 額に係る繰 越を要する たな御資産 の購入限度 額	説明		
				予算計上額	前年度遞 次繰越額	計				補助金	企業債	出資金	損益勘定 留保資金				
1	資本的支出	1	建設改良費	配水施設改良事業 (電気・機械設備更新)	924,737,000	369,897,000	227,368,000	597,265,000	238,148,000	359,117,000	359,117,000					円	電気設備を更新 設置するに当 たり、床の耐 震性能の不足 が発覚した。 そのため、床 改修工事が必 要となり、年 度内完了が困 難となったた め、事故繰越 となったもの である。

報告第6号

繰越計算書について（令和7年度知立市水道事業会計）

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定に基づく繰越額の使用に関する計画を、同項の規定により次のとおり報告する。

令和8年6月4日提出

知立市長 石川 智子

令和 7 年度 知立市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						補助金	企業債	工事負担金	損益勘定留保資金			
1 資本的支出	1 建設改良費	管路耐震化事業 配水管布設(R7-16工区) 工事 主要地方道知立東浦線 外	191,917,000		191,917,000	30,380,000	151,430,000	6,700,000	3,407,000			国費の追加補正を活用し、配水管布設工事を繰越して実施するため
1 資本的支出	1 建設改良費	管路耐震化事業 配水管布設(R7-17工区) 工事 市道南陽通線	93,423,000		93,423,000	14,953,000	73,570,000	3,300,000	1,600,000			国費の追加補正を活用し、配水管布設工事を繰越して実施するため

報告第7号

繰越計算書について（令和7年度知立市下水道事業会計）

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定に基づく繰越額の使用に関する計画を、同項の規定により次のとおり報告する。

令和8年6月4日提出

知立市長 石川 智子

令和 7 年度 知立市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						補助金	企業債	損益勘定留保資金			
1	資本的支出	1	建設改良費	公共下水道築造工事 西丘污水幹線外	213,000,000	213,000,000	87,500,000	101,000,000	24,500,000		下水道工事に伴う架空線の支障移転工事が遅れ工程見直しの結果、年度内に完了することが困難であったため

同意第4号

知立市固定資産評価審査委員会委員の選任について

下記の者を知立市固定資産評価審査委員会委員に選任したいから、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

令和8年6月4日提出

知立市長 石川 智子

記

住 所 [REDACTED]
氏 名 藤 崎 順 子
生年月日 [REDACTED]

提案理由

この案を提出するのは、任期満了のため必要があるからである。

同意第 5 号

知立市農業委員会委員の任命について

下記の者を知立市農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

令和 8 年 6 月 4 日提出

知立市長 石 川 智 子

記

住 所 [REDACTED]
氏 名 高 村 昭 広
生年月日 [REDACTED]

提案理由

この案を提出するのは、任期満了のため必要があるからである。

同意第6号

知立市農業委員会委員の任命について

下記の者を知立市農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和8年6月4日提出

知立市長 石川 智子

記

住 所 [REDACTED]
氏 名 永 田 治 男
生年月日 [REDACTED]

提案理由

この案を提出するのは、任期満了のため必要があるからである。

同意第7号

知立市農業委員会委員の任命について

下記の者を知立市農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和8年6月4日提出

知立市長 石川 智子

記

住 所 [REDACTED]
氏 名 野 畑 廣 和
生年月日 [REDACTED]

提案理由

この案を提出するのは、任期満了のため必要があるからである。

同意第9号

知立市農業委員会委員の任命について

下記の者を知立市農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和8年6月4日提出

知立市長 石川 智子

記

住 所 [REDACTED]
氏 名 神 谷 勝 彦
生年月日 [REDACTED]

提案理由

この案を提出するのは、任期満了のため必要があるからである。

同意第10号

知立市農業委員会委員の任命について

下記の者を知立市農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和8年6月4日提出

知立市長 石川 智子

記

住 所 [REDACTED]
氏 名 杉原敬浩
生年月日 [REDACTED]

提案理由

この案を提出するのは、任期満了のため必要があるからである。

同意第 1 2 号

知立市農業委員会委員の任命について

下記の者を知立市農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

令和 8 年 6 月 4 日提出

知立市長 石 川 智 子

記

住 所 [REDACTED]
氏 名 岡 田 均
生年月日 [REDACTED]

提案理由

この案を提出するのは、任期満了のため必要があるからである。

同意第 13 号

知立市農業委員会委員の任命について

下記の者を知立市農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

令和 8 年 6 月 4 日提出

知立市長 石川 智子

記

住 所 [REDACTED]
氏 名 毛 受 正 人
生年月日 [REDACTED]

提案理由

この案を提出するのは、任期満了のため必要があるからである。

同意第14号

知立市農業委員会委員の任命について

下記の者を知立市農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和8年6月4日提出

知立市長 石川 智子

記

住 所 [REDACTED]
氏 名 岩 堀 秀 治
生年月日 [REDACTED]

提案理由

この案を提出するのは、任期満了のため必要があるからである。

同意第15号

知立市農業委員会委員の任命について

下記の者を知立市農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和8年6月4日提出

知立市長 石川 智子

記

住 所 [REDACTED]
氏 名 岡 田 め ぐ み
生年月日 [REDACTED]

提案理由

この案を提出するのは、任期満了のため必要があるからである。

同意第 17 号

知立市農業委員会委員の任命について

下記の者を知立市農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

令和 8 年 6 月 4 日提出

知立市長 石川 智子

記

住 所 [REDACTED]
氏 名 加 古 和 市
生年月日 [REDACTED]

提案理由

この案を提出するのは、任期満了のため必要があるからである。

同意第 18 号

知立市農業委員会委員の任命について

下記の者を知立市農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

令和 8 年 6 月 4 日提出

知立市長 石川 智子

記

住 所 [REDACTED]
氏 名 成 瀬 廣 美
生年月日 [REDACTED]

提案理由

この案を提出するのは、任期満了のため必要があるからである。

議案第 31 号

知立市税条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 6 月 4 日 提出

知立市長 石 川 智 子

知立市税条例等の一部を改正する条例

(知立市税条例の一部改正)

第 1 条 知立市税条例（昭和 45 年知立市条例第 53 号）の一部を次のように改正する。

第 32 条第 3 項中「以下この項及び次項並びに」を「次項及び」に改め、「いう。）」の次に「（同号ロに掲げるものを除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第 33 条の 7 第 2 項中「附則第 5 条の 6 第 2 項」を「附則第 5 条の 6 第 3 項又は第 4 項」に改める。

第 35 条の 2 第 1 項ただし書中「及び第 35 条の 3 の 3 第 1 項」を「並びに第 35 条の 3 の 3 第 1 項及び第 2 項第 4 号」に改める。

第 35 条の 3 の 2 第 1 項第 2 号中「除き、」を「除く。次条第 1 項第 2 号において同じ。）」に改め、「。次条第 1 項において同じ」を削り、同条第 5 項中「次条第 4 項」を「次条第 5 項」に改める。

第 35 条の 3 の 3 第 1 項を次のように改める。

次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第 203 条の 6 第 1 項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市

長に提出しなければならない。

(1) 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者

(2) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第25条第1項第1号に掲げる者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。次号及び次項第3号において同じ。）

（退職手当等（第51条の2に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者

(3) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。）の支払を受ける第25条第1項第1号に掲げる者（当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。）であって、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。）若しくは特定親族（合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者

第35条の3の3第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第48条の9の7の3」を「第48条の9の8」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書に」を「同条第1項の規定による申告書に」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出する」を「同条第1項の規定による申告書を提出する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 公的年金等支払者の名称

(2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並び

に寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨

- (3) 特定配偶者の氏名
- (4) 扶養親族又は特定親族の氏名
- (5) その他施行規則で定める事項

第59条中「額が、土地」の次に「又は家屋」を加え、「、家屋にあっては20万円」を削り、「150万円」を「180万円」に改める。

附則第6条中「から令和9年度まで」を「以後」に改める。

附則第7条の3の前の見出し及び同条を削る。

附則第7条の3の2第1項中「令和20年度」を「令和25年度」に、「居住年が平成11年から平成18年まで又は」を「同法第41条第1項に規定する居住年が」に、「令和7年」を「令和12年」に、「において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項」を「には、法附則第5条の4第5項」に改め、同条第2項中「附則第7条の3の2第1項」を「附則第7条の3第1項」に改め、同条を附則第7条の3とし、同条に見出しとして「（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）」を付する。

附則第7条の4中「又は附則第20条第1項」を「、附則第19条の3第1項又は附則第20条第1項」に、「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

附則第7条の5第1項及び第7条の8中「附則第7条の3の2第1項」を「附則第7条の3第1項」に改める。

附則第8条第1項中「令和9年度」を「令和12年度」に改め、同条第2項中「、附則第7条の3の2第1項」を削る。

附則第9条の2中「附則第7条の2第4項」の次に「（法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加え、「第33の7第1項」を「第33条の7第1項」に改める。

附則第10条の2第3項中「附則第15条第14項」を「附則第15条第13項」に改め、同条第4項中「附則第15条第21項」を「附則第15条第20項」に改め、同条第5項中「附則第15条第22項第1号」を「附則第15条第21項第1号」に改め、同条第6項中「附則第15条第22項第2号」を「附則第15条第21項第2号」に改め、同条第7項中「附則第15条第22項第3号」を「附則第15条第21項第3号」に改め、同条第8項中「附則第15条第23項第1号」を「附則第15条第22項第1号」に改め、同条第9項中「附則

第15条第23項第2号」を「附則第15条第22項第2号」に改め、同条第10項中「附則第15条第25項第1号イ」を「附則第15条第24項第1号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第25項第1号ロ」を「附則第15条第24項第1号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15条第25項第1号ハ」を「附則第15条第24項第1号ハ」に改め、同条第13項中「附則第15条第25項第1号ニ」を「附則第15条第24項第1号ニ」に改め、同条第14項中「附則第15条第25項第2号」を「附則第15条第24項第2号」に改め、同条第15項中「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第24項第3号イ」に改め、同条第16項中「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則第15条第24項第3号ロ」に改め、同条第17項中「附則第15条第25項第3号ハ」を「附則第15条第24項第4号」に改め、同条第18項から第20項までを削り、同条第21項中「附則第15条第28項」を「附則第15条第27項」に改め、同項を同条第18項とし、同条第22項中「附則第15条第32項」を「附則第15条第31項」に改め、同項を同条第19項とし、同条第23項中「附則第15条第36項」を「附則第15条第35項」に改め、同項を同条第20項とし、同条第24項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改め、同項を同条第21項とし、同条第25項中「附則第15条第40項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を同条第22項とし、同条第26項中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改め、同項を同条第23項とし、同条中第27項を第24項とし、第28項を第25項とし、同条に次の1項を加える。

26 法附則第15条の11第1項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

附則第10条の3第7項中「附則第12条第16項」を「附則第12条第17項」に改め、同条第8項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第9項第4号中「附則第12条第23項」を「附則第12条第24項」に改め、同項第6号中「附則第12条第24項」を「附則第12条第25項」に改め、同条第10項第5号及び第12項第5号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第32項」に改め、同条第15項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第16項中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に

規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）のいずれに該当するかの別

附則第16条の3第3項第2号、第16条の4第3項第2号及び第17条第3項第2号中「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「及び附則第7条の3第1項」に改める。

附則第17条の2第1項中「令和8年度」を「令和11年度」に改め、同条第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に、「附則第34条の2第5項」を「附則第34条の2第6項」に、「附則第34条の2第10項」を「附則第34条の2第12項」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第1項（第2項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

附則第18条第5項第2号及び第19条第2項第2号中「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「及び附則第7条の3第1項」に改める。
附則第19条の2の次に次の1条を加える。

(特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第19条の3 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第38条の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第32条第1項及び第2項並びに第33条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の6の4で定めるところにより計算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（次項第1号の規定により読み替えて適用される第33条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第33条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額」とする。

(2) 第33条の6から第33条の8まで、第33条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、第33条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第33条の7第1項前段、第33条の8、第33条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第33条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第34条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「山林所得金額若しくは附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第20条第2項第2号中「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「及び附則第7条の3第1項」に改める。

附則第20条の2第2項第2号及び第5項第2号並びに附則第20条の3第2項第2号及び第5項第2号中「、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項」を「及び附則第7条の3第1項」に改める。

(知立市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 知立市税条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第18号）の一部を次のように改正する。

附則第6条中「の種別割」を削る。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中知立市税条例第35条の2第1項ただし書、第35条の3の2及び第35条の3の3の改正規定並びに同条例附則第6条の改正規定及び附則第7条の3の2第1項の改正規定（「令和20年度」を「令和25年度」に改める部分及び「令和7年」を「令和12年」に改める部分に限る。）並びに次条第1項及び第2項の規定 令和9年1月1日

(2) 第1条中知立市税条例第59条の改正規定及び附則第3条第2項の規定 令和9年4月1日

(3) 第1条中知立市税条例第33条の7第2項の改正規定並びに同条例附則第7条の4の改正規定（「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める部分に限る。）、同条例附則第9条の2の改正規定及び同条例附則第17条の2の改正規定（同条第1項及び第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に改める部分を除く。）並びに次条第4項の規定 令和10年1月1日

(4) 第1条中知立市税条例附則第7条の4の改正規定（前号に掲げる改正規定を

除く。)及び同条例附則第19条の2の次に1条を加える改正規定並びに次条第3項及び第5項の規定 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律(令和8年法律第 号)の施行の日の属する年の翌々年の1月1日

- 2 第2条の規定による改正後の知立市税条例等の一部を改正する条例の規定は、令和8年4月1日から適用する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の知立市税条例(以下「新条例」という。)第35条の3の3第1項及び第2項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する新条例第35条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の知立市市税条例第35条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

- 2 前条第1号に掲げる規定による改正後の知立市税条例附則第7条の3第1項及び第2項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律(令和8年法律第12号。以下この項において「所得税法等改正法」という。)第7条の規定による改正後の租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条第1項に規定する居住用家屋(同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。)若しくは既存住宅(同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。)若しくは増改築等をした家屋(同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。)又は同条第6項に規定する認定住宅等(同条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋(同条第20項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。)若しくは既存

住宅（同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）又は同条第10項に規定する認定住宅等（同条第21項の規定により同条第10項に規定する認定住宅等とみなされる同条第21項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

- 3 前条第4号に掲げる規定による改正後の知立市税条例附則第7条の4の規定は、同号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び第5項において「4号施行日」という。）の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、4号施行日の属する年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 4 新条例附則第17条の2第4項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が前条第3号に掲げる規定の施行の日以後に行う新条例附則第17条の2第1項の土地等の譲渡について適用する。
- 5 新条例附則第19条の3の規定は、4号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 新条例第59条の規定は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 3 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 4 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

提案理由

この案を提出するのは、地方税法の一部改正等に伴い必要があるからである。

議案第 32 号

知立市都市計画税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 6 月 4 日提出

知立市長 石 川 智 子

知立市都市計画税条例の一部を改正する条例

知立市都市計画税条例（昭和 45 年知立市条例第 54 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 14 項」を「附則第 15 条第 13 項」に改める。

附則第 3 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 32 項」を「附則第 15 条第 31 項」に改める。

附則第 4 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 36 項」を「附則第 15 条第 35 項」に改める。

附則第 5 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 37 項」を「附則第 15 条第 36 項」に改める。

附則第 6 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 41 項」を「附則第 15 条第 40 項」に改める。

附則第 20 項を附則第 21 項とする。

附則第 19 項中「第 9 項、第 13 項から第 17 項まで、第 19 項、第 20 項、第 24 項、第 27 項、第 31 項から第 33 項まで、第 36 項、第 37 項、第 41 項若しくは第 44 項」を「第 8 項、第 12 項から第 16 項まで、第 18 項、第 19 項、第 23 項、第 26 項、第 30 項から第 32 項まで、第 35 項、第 36 項、第 40 項若しくは第 43 項」に改め、同項を附則第 20 項とする。

附則第 18 項中「附則第 8 項及び第 10 項」を「附則第 9 項及び第 11 項」に、「附則第 8 項及び第 11 項」を「附則第 9 項及び第 12 項」に、「附則第 9 項、第

1 1 項及び第 1 2 項」を「附則第 1 0 項、1 2 項及び 1 3 項」に、「附則第 1 1 項から第 1 3 項」を「附則第 1 2 項から第 1 4 項」に、「附則第 1 3 項」を「附則第 1 4 項」に、「附則第 1 4 項から第 1 6 項」を「附則第 1 5 項から第 1 7 項」に、「附則第 1 5 項」を「附則第 1 6 項」に改め、同項を附則第 1 9 項とし、附則中第 1 7 項を第 1 8 項とし、第 1 3 項から第 1 6 項までを 1 項ずつ繰り下げる。

附則第 1 2 項中「附則第 8 項」を「附則第 9 項」に改め、同項を附則第 1 3 項とする。

附則第 1 1 項中「附則第 8 項」を「附則第 9 項」に改め、同項を附則第 1 2 項とする。

附則第 1 0 項中「附則第 8 項」を「附則第 9 項」に改め、同項を附則第 1 1 項とし、附則中第 9 項を第 1 0 項とし、第 8 項を第 9 項とする。

附則第 7 項の見出し中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に改め、同項中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成 1 8 年国土交通省令第 1 1 0 号）第 1 0 条第 2 項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成 2 4 年法律第 4 9 号）第 2 条第 2 項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「地方税法施行規則（昭和 2 9 年総理府令第 2 3 号）附則第 7 条の 2 第 1 項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 1 8 年法律第 9 1 号）第 1 4 条第 1 項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第 3 項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第 1 7 条第 3 項第 1 号に規定する同法第 2 条第 2 0 号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する」に改め、同項第 3 号を次のように改める。

(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成 1 8 年政令第 3 7 9 号）第 5 条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 1 4 条第 3 項の条例で定める同法第 2 条第 1 8 号に規定する特定建築物を含む。）のいずれかに該当するかの別
附則中第 7 項を第 8 項とし、第 6 項の次に次の 1 項を加える。

（法附則第 1 5 条の 1 1 第 1 項の条例で定める割合）

7 法附則第 1 5 条の 1 1 第 1 項に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 1 とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の知立市都市計画税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和7年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

提案理由

この案を提出するのは、地方税法の一部改正に伴い必要があるからである。

議案第 33 号

知立市犯罪被害者等支援条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 6 月 4 日 提出

知立市長 石 川 智 子

知立市犯罪被害者等支援条例

(目的)

第 1 条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成 16 年法律第 161 号）に基づき、犯罪被害者等の支援について、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援の基本となる事項を定めることにより、当該支援のための施策を総合的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護、受けた被害の回復又は軽減及び生活の再建を図り、犯罪被害者等を支える社会意識の形成を促進し、市民が安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 二次被害 犯罪被害者等が犯罪等による直接的な被害を受けた後に、加害者及びその関係者の不誠実な言動、周囲の者の理解又は配慮に欠ける言動、インターネットを通じて行われる^{ひぼう}誹謗中傷、過剰な取材等により犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、名誉の毀損、生活の平穩の侵害、経済的な損失その他の被害をいう。
- (4) 関係機関等 国、県、警察その他の公的機関及び犯罪被害者等の支援を行う民間団体その他の犯罪被害者等の支援に関係するものをいう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等は、個人としての尊厳を尊重され、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。

2 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が受けた被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ、適切に行われるとともに、二次被害を生じさせることのないよう十分配慮して推進されなければならない。

3 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が社会において孤立することなく安全に安心して暮らすことができるよう、必要な支援が途切れることなく提供されるよう行われなければならない。

4 犯罪被害者等の支援は、市及び関係機関等の相互の連携及び協力の下に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、犯罪被害者等の支援に関する施策を策定し、及び実施するものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の尊厳、その置かれている状況及び支援の必要性についての理解を深め、二次被害が生ずることのないよう十分配慮するよう努めなければならない。

2 市民は、市及び関係機関等が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の尊厳、その置かれている状況及び支援の必要性についての理解を深め、二次被害が生ずることのないよう十分配慮するよう努めなければならない。

2 事業者は、雇用する者が犯罪被害者等となった場合、当該者がその被害に係る法的な手続及び捜査に適切に関与し、並びに被害を回復し、又は軽減するために必要な行為ができるよう、その就労及び勤務について、十分に配慮するよう努めなければならない。

3 事業者は、市が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(相談、情報の提供等)

第7条 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるよ

うにするため、犯罪被害者等が直面している多様な問題について、その相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整を図る等の必要な支援を行うものとする。

2 市は、前項の相談及び情報の提供等の支援を総合的に行うための窓口を設置するものとする。

(経済的負担の軽減等)

第8条 市は、犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、支援金の支給その他必要な施策を講ずるものとする。

(広報及び啓発)

第9条 市は、犯罪被害者等が置かれている状況、二次被害の防止の重要性その他犯罪被害者等の支援に関する事項について、市民及び事業者の理解を深めることができるよう、広報及び啓発を行うものとする。

(人材の育成)

第10条 市は、犯罪被害者等の支援に従事する人材の育成を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

(個人情報の管理)

第11条 市は、犯罪被害者等の支援における個人情報の重要性を認識し、犯罪被害者等及びその関係者の個人情報を適切に管理しなければならない。

(意見の反映)

第12条 市は、犯罪被害者等の支援に当たっては、犯罪被害者等、有識者その他市民からの意見を聴き、施策に反映させるよう努めるものとする。

(支援を行わないことができる場合)

第13条 市は、犯罪被害者等が犯罪等を誘発したときその他犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でないと認められるときは、犯罪被害者等の支援を行わないことができる。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

この案を提出するのは、犯罪被害者等基本法に基づき、犯罪被害者等が必要とす

る施策を総合的に推進するため必要があるからである。

議案第 34 号

知立市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 6 月 4 日提出

知立市長 石 川 智 子

知立市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

知立市消防団員等公務災害補償条例（昭和 45 年知立市条例第 80 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条中「31 万 5,000 円」を「33 万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の知立市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）第 18 条の規定は、令和 8 年 4 月 1 日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた知立市消防団員等公務災害補償条例第 4 条第 7 号に規定する葬祭補償（以下「葬祭補償」という。）について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた葬祭補償については、なお従前の例による。
- 3 適用日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償であって、この条例による改正前の知立市消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）第 18 条の規定による金額により支給されたもの又は旧条例附則第 6 条の規定により支給されたもの（その額が 66 万円未満であるものに限る。）の支払は、新条例第 18 条の規定に基づく葬祭補償の内払とみなす。

提案理由

この案を提出するのは、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の

一部改正に伴い必要があるからである。

議案第 35 号

知立市水道事業の設置に関する条例及び知立市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 6 月 4 日 提出

知立市長 石 川 智 子

知立市水道事業の設置に関する条例及び知立市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

(知立市水道事業の設置に関する条例の一部改正)

第 1 条 知立市水道事業の設置に関する条例（昭和 45 年知立市条例第 87 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「第 243 条の 2 の 8 第 8 項」を「第 243 条の 2 の 9 第 8 項」に改める。

(知立市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第 2 条 知立市下水道事業の設置等に関する条例（平成 30 年知立市条例第 43 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「第 243 条の 2 の 8 第 8 項」を「第 243 条の 2 の 9 第 8 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 9 月 24 日から施行する。

提案理由

この案を提出するのは、地方自治法の一部改正に伴い必要があるからである。

議案第36号

工事請負契約の一部を変更する契約の締結について

令和8年知立市議会5月臨時会において議決され締結した工事請負契約について、下記のとおり変更するものとする。

令和8年6月4日提出

知立市長 石川 智子

記

- | | | |
|---|---------|-------------------|
| 1 | 工 事 名 | 校舎長寿命化改良工事 |
| 2 | 工 事 場 所 | 知立市 八ツ田町川畔 地内 |
| 3 | 請負契約金額 | 変更前 金465,080,000円 |
| | | 変更後 金471,534,800円 |
| | | 増減額 金 6,454,800円 |

提案理由

この案を提出するのは、八ツ田小学校南棟の校舎長寿命化改良工事について、請負契約金額を変更するため必要があるからである。